

高齢者福祉サービス

	名 称	対象者	65歳以上の方	利用料金(費用負担)	備 考
1	げんきカード交付事業	市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の人	黄色(満65歳～満69歳)または桃色(満70歳以上)のカードを交付する。カードの提示により、市内や県内の指定公共施設の減免が受けられる。桃色のカードはコミュニティバスが100円で利用できる。	無料で交付。再発行も無料。	65歳になった月に交付し、翌月から使用可能。転入者へのカードの交付は、転入届をした日が毎月15日までの場合は当月、16日以降末日までの場合は翌月
2	生活管理指導短期宿泊事業	市内に居住し、次のいずれかに該当する人 (1)介護保険法の要介護及び要支援のいずれにも該当しなかった人で、在宅の65歳以上の人 (2)市長が特に必要と認めた人	1. 体調不良等となった場合に、施設に短期宿泊し、生活習慣等の指導や体調調整を行う。 2. 施設への入所の期間は、原則として14日以内。市長が必要と認めたときは、必要最小限度の範囲でこれを変更する。	施設利用料の1割及び食事代等の実費及び送迎に要する費用 (利用者が生活保護世帯に属する場合は、施設利用料を免除)	養護老人ホームきぬがさに委託
3	配食サービス事業	(1)在宅の65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で、調理が困難な人かつ栄養状態に支障をきたす恐れのある人 (2)市長が特に必要と認めた人	1. 対象者に対し、昼食を訪問により定期的に提供するとともに、訪問の際、ひとり暮らし等高齢者の安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には、関係機関への連絡を行う 2. 配食サービスを提供する日は、平日の昼間のみとする	1. 1食当たり400円を負担 2. 前日の午後5時までに連絡せず、配食サービスを受けなかった場合は、対象者が1食当たりの経費の全額を負担しなくてはならない	宅配クック123、(株)あいむ、
4	緊急通報システム事業	市内に住所を有する人で次に該当する人 (1)在宅の65歳以上の虚弱なひとり暮らし(日中独居を含む)の高齢者又は高齢者世帯の人 (2)ひとり暮らし(日中独居を含む)の重度の障害がある人 (3)市長が特に必要と認めた人	1. 緊急通報システムにより、利用者は急病、事故等緊急の事態が発生したときは、大阪ガスセキュリティサービスセンターに通報する 2. 利用者から通報を受けた場合、大阪ガスセキュリティサービスセンターは利用者への確認と湖南広域行政組合消防本部に通報し、協力員等の支援を得て、速やかに的確な救急活動等を行う	1. 機器は貸与 2. 個人負担金 ①虚弱な高齢者、重度の障害がある人、市長が特に必要と認めた人 月額300円 (市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は市が負担) ②①以外の人 月額1,274円 3. 電話代、電気代については個人負担 4. 7年に1回電池交換が必要(個人負担)	大阪ガスセキュリティサービス株式会社に委託 近所の協力員3名の協力が必要
5	高齢者住宅小規模改造助成事業	次のすべてに該当する人 (1)市内に居住する満65歳以上の人 (2)身体の障害により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要な人 (3)障害老人の日常生活自立度判定基準がランクA以上に該当する人 (4)野洲市在宅重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱に規定する助成金の助成最高限度額を受けていない人 (5)本人並びにその配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得額(各控除後の額)が、老齢福祉年金の全額支給停止となる額を超えない人	1. 対象者の日常生活の便宜を図るために実施する既存住宅の小規模改造に要する経費とする。 2. 新築、増築及び改築は、原則として助成の対象としないものとする 3. 事業の助成を受けようとする対象者は、事前に市長に申請しなければならない。 4. 助成額は、1世帯につき対象経費(介護保険法の規定による居宅介護(支援)住宅改修費を市が支給できる場合は、控除して算出)の2分の1以内とし、その最高限度額は250,000円とする。 5. 既に助成を受けた世帯において新たに改造が必要と認められる場合には、250,000円から既に助成を受けた金額を控除し助成する。		

	名 称	対象者	65歳以上の方	利用料金(費用負担)	備 考
6	高齢者福祉タクシー運賃助成事業	次の全てに該当する人 (1)市内に居住するおおむね65歳以上の人 (2)障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準のランクA・B・Cに該当する人 (3)生活保護法による被保護世帯又は市町村民税非課税世帯の人 (4)野洲市心身障害者(児)自動車燃料費の助成を受けていない人	1. 助成券は申請をした日の属する月から当該年度の6月までを対象とし、年間最大57枚を交付 2. 交付した助成券を紛失し、又は盗難された等の場合であっても、助成券の再交付は行わない 3. 助成決定者は、市と契約を締結した一般乗用旅客自動車業者が運行するタクシーを利用した際に、利用1回につき助成券1枚をタクシーの乗務員に提出し、当該運賃から500円を控除した金額を支払う		
7	高齢者等おむつ費用助成事業	在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者並びに要介護認定を受けている満40歳から満64歳までの者のうち、次のいずれかに該当する人(障害者おむつ助成事業の助成を現に受けている者は除く) (1)障害老人の日常生活自立度の判定基準がランクB又はCの人 (2)認知症老人の日常生活自立度の判定基準がランクⅢ以上の人 (3)市長が特に必要と認めた人	1. 申請をした日の属する月の翌月から使用可能。 2. チケット方式で、1枚500円の券を1月につき10枚交付する。 3. 助成決定者は、市の指定する業者からおむつを購入する。 4. 在宅で介護している場合のみ使用可能。入院・入所中は使用不可。 5. 4月～9月分、10月～3月分の年2回交付とする。 6. 交付した助成券を紛失し、又は盗難された等の場合であっても、助成券の再交付は行わない		サ高住、グループホームも対象
8	徘徊高齢者家族サービス事業	要介護1以上と認定された市内に居住する徘徊が見られる介護保険被保険者の世帯員又は親族	1. 機器を利用者に貸与する 2. 利用者は、対象者が外出して行方がわからなくなったときは、事業者に通報する 3. 通報を受けた事業者は、利用者の要請に応じて位置検索・保護を行う	1. 機器の設置料及び基本料金に係る費用のうち利用者の負担額は1割 2. 機器の電池交換並びに対象者の位置検索及び対象者の保護に係る費用については利用者の負担 3. 機器の設置料及び基本料金について、対象者及び利用者の双方が次に掲げる基準に該当する場合は費用を免除 (1)生活保護法により保護を受けている方 (2)市町村民税非課税世帯の方	セコム株式会社に委託
9	徘徊高齢者等事前登録事業	市内に住所を有し、かつ居住している人で、次のいずれかに該当する人 ①要介護1から要介護5の認定を受けており、認知症等による徘徊のおそれのある人 ②①のほか、市長が特に必要と認める人	対象者の全身写真と顔写真(裏面に撮影日を記載)を申請書に添付し、市に提出する。登録を決定した人の情報は守山警察署と共有し、実際に行方不明となった場合には情報を活用し、早期の搜索活動に役立てる		